

水産加工施設等集積区域における市有地の分譲（売却）に 関する考え方について

1 内容

水産加工の早期復旧と集積化を目的に鹿折地区、南気仙沼地区の一部において造成を進めている水産加工施設等集積区域については、原則として、住居用に土地を使用することはできなくなることから、売却を希望する住宅跡地などを、国の一時取得の制度を活用し、市が取得することとしている。

取得した土地については、既存の市有地を含め、水産加工場等の事業用地として、水産加工業者等に分譲（売却）又は貸付けることとしていることから、その分譲（売却）に関する方針を次のとおりとし、当該区域における企業立地の促進を図る。

2 分譲（売却）方針

水産加工施設等集積区域については、主として、水産加工施設が立地する場として整備することにより、水産加工業の早期復旧とそれに伴う安定的な雇用確保が図れ、本市経済に大きな波及効果がある。

また、当該区域に立地を希望している企業の中には、国の中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の交付決定を受けている企業もあり、補助事業の期限などの問題から早期に事業着手しなければならない状況にある。

このことから、市有地の分譲の考え方については、既の実施した当地水産加工等事業者の集積地内への立地希望調査の結果を基に、当面の間、以下の方針で分譲者を決定する。

なお、売却にあたっては、規模等の要件に照らし、必要に応じ市議会の議決を得るものとする。

- ① 市内の企業（市内に工場、事務所を有しているものを含む。以下同じ。）であって、集積地内での立地希望地が他の企業と重複しない場合には、その者に対して分譲する。
- ② 市内の複数の企業の集積地内での立地希望地が重複する場合には、市と当事者間で調整し、結果に基づき、分譲する。
- ③ 市外から集積地内への新規立地希望企業については、①、②の手法に準じて分譲する。
- ④ さらに余剰な市有地が生じた場合は時期を見て、公募などを行い分譲する。

※ なお、市有地の「貸付け」については、今後、早急に制度化する。

水産加工施設等集積地（鹿折地区）



水産加工施設等集積地
（南気仙沼地区）

